

ご用意していただくもの【農業用機械】

共通に必要なもの（被災した機械の規模・状況の確認）

- 印鑑（シャチハタ不可）
- 写真（機械の全景・商品名・品番が写ったもの）



※写真が残っていない場合、機械の所有者、能力・型式等が確認できるもの

（販売証明書や領収書、農機具メーカーの修理明細書、農機具所有証明書等）

をご用意ください。

- 出荷証明書（販売されている方のみ）
- 法人・任意組合の場合は
団体の定款、規約、構成員や経営状況が分かる資料

8月19日までに修理した・買い替えした場合

- 発注書、納品書、請求書、領収書等

8月20日以降の修理の場合

- 見積書（3者からとる）
- 発注書、納品書、請求書、領収書等

8月20日以降の買い替えの場合

- 見積書（3者からとる）
- 農機具販売店が発行する修繕不能理由書
- 発注書、納品書、請求書、領収書等

お問合せ先 総社市農林課

TEL (0866) 92-8271

ご用意していただくもの【農業用施設】

共通に必要なもの（被災した施設の規模・状況の確認）

- 印鑑（シャチハタ不可）
- 写真（施設の全景・内部が写ったもの）



※写真が残っていない場合、施設の面積、構造、規格、被災状況等が確認できるもの（建物共済の書類、施行業者による設計書等）をご用意ください。

- 出荷証明書（販売されている方のみ）
- 法人・任意組合の場合は
団体の定款、規約、構成員や経営状況が分かる資料

8月19日までに修理した・再建した場合

- 発注書、納品書、請求書、領収書等

8月20日以降の修理の場合

- 見積書（3者からとる）
- 発注書、納品書、請求書、領収書等

8月20日以降の再建の場合

- 見積書（3者からとる）
- 復旧不能を証明する書類（修繕不能証明書等）
- 発注書、納品書、請求書、領収書等

お問合せ先 総社市農林課

TEL (0866) 92-8271